

計画事業に係る事後評価記載様式(初年度・2年度目)

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

法定協議会を適切に開催する中で、宇高航路を始め地域の活性化に資する適切な事業を選び出した。社会実験など各種事業を実施する中で、利用者の航路選択理由や問題点を把握のうえ事業の効果を検証し、その見直しの可否を始め、確保すべき財源等、当該事業を今後の航路経営につなげていくために必要な環境整備について検討を行った。

II 計画事業の実施

① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

事業計画において、利用促進社会実験、広報の拡充、乗り継ぎ情報の提供および観光情報の提供を計画事業として位置づけている。

これら事業のうち、まず、利用促進社会実験については、平日・深夜早朝時間帯を対象に、車種別に弾力的な運賃を設定し、経営改善に資する適正な運賃水準のあり方について検討するためのデータ収集を目的として、平成23年11月21日から1日20便の実験運航を開始し、現在、計画どおり実施している。

また、その他の広報拡充等については、航路の認知度が若い世代で低くなっていることを重要な課題と捉え、次代の宇高航路のサポーター役を担う地域人材の育成策として、平成24年2月に子供を対象とした船内見学会を開催する予定とするなど、それぞれ計画どおり実施している。

III 具体的成果

① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

利用促進社会実験においては、①航路損益の改善、②利用者満足度の向上ならびに③利用者数の増加の3点を評価事項とし、このうち、1点目と3点目について、12月末までの当該時間帯における航送台数(利用実績)に基づきながら、過年度からの航路利用の落ち込み分と、直近の本四間の交通需要の変化を加味し、事業を評価した。(ここで、帰省の影響を受ける年末については、効果を判定する対象から除外した。)

また、残る事業計画内容である、広報の拡充、乗り継ぎ情報の提供および観光情報の提供においても共通する評価事項である、2点目の利用者満足度の向上については、利用者の聞き取りアンケート調査で把握した。

② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

利用促進社会実験において、車種別に多様な運賃水準を設定したが、この割引水準を上回る利用増は確認されなかった。この結果、航路損益の改善を継続的に図っていくためには、料金割引に限定しない新たなビジネスモデルの構築と、その中での適切な料金設定が必要であることが確認された。

特に、トラックの利用が想定以上に伸びなかった点については、今後、企業ヒアリングやアンケート調査で詳細に把握していくこととしている。

また、2月に実施する船内見学会の実施効果については、参加者への聞き取り調査で効果を検証することとしている。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

IV 自立性・持続性
1 事業の本格実施に向けての準備
<p>① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。</p> <p>今後、航路損益の改善を継続的に図っていくためには、料金割引に限定しない新たなビジネスモデルの構築と、その中での適切な料金設定が必要であることが確認された。今後、社会実験便が利用されなかった要因に関する調査を進めながら、利用促進策を講じるとともに、新たな運航形態の導入（運航頻度、運航時間帯の見直し）による経営合理化策のあり方について検討していく予定である。</p> <p>船内見学会を含む各種広報事業については、一定の効果が期待されることから、財源や実施体制を含め、継続して実施していく方策を協議会において検討していく予定である。</p>
<p>② 実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。</p> <p>利用促進社会実験の継続実施については、効果の面から継続実施は困難と判断している。今後、社会実験便が利用されなかった要因に関する調査を進めながら、利用促進策を講じるとともに、新たな運航形態の導入（運航頻度、運航時間帯の見直し）による経営合理化策のあり方について検討していく予定である。</p> <p>船内見学会等の各種広報事業については、一定の効果が期待されることから、財源や実施体制を含め、継続して実施していく方策を協議会において検討していく予定である。</p>
2 事業の実施環境
<p>① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。</p> <p>本航路の確保維持問題は、国の高速道路施策に起因するものであることから、地方としては、国による新たな支援制度（例えば、「地域公共交通確保維持改善事業」においては、原則離島航路のみとされているが、離島ではない本地域に必要である本航路にも活用可能なスキームとするなど）の創設を引き続き求めてまいりたい。</p>
<p>② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。</p> <p>宇高航路の活性化に向けた取り組みは地元メディアにも大きく取り上げられ、航路の存続に向けた住民意識が醸成されている。今後、航路存続に意欲を持つ市民等との協力体制を確固たるものとするためにも、各種広報事業に取り組んでいくことを検討する。さらに、フェリーの社会的役割に関する理解の深度化に加え、利用の促進を継続的に進めていく必要があり、これら事業実施方策について引き続き検討する。</p>
<p>③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。</p> <p>船内見学会等の各種広報事業については、一定の効果が期待されることから、継続して実施していくため必要となる財源や実施体制について協議会で検討していく予定である。</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

- ① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

協議会での審議事項を規定する規約を、第1回協議会(H22.6.1)において決定している。

- ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

協議会の構成員には、住民代表者である玉野市及び高松市のコミュニティ協議会の代表2名をはじめ、地域公共交通の利用者としてトラック協会関係者等が参画している。

- ③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

平成23年度において、計4回の法定協議会開催を予定している。(平成22年度に第5回まで開催) 第6回(書面会議)においては、計画事業の進め方について確認を行い、第7回において、計画事業に関する実施方法等について協議した。

第8回で、計画事業の事業評価について協議し(1月開催予定)、第9回では、計画事業報告内容を始め、今後の事業の進め方について協議する予定である。(3月開催予定)

- ④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会の規約において、会議の原則公開を規定し、傍聴者を可とするほか、報道関係者への資料提供など適切に対応している。

- ⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

翌年度に実施する事業に関しては、今後、法定協議会において、具体的事業内容や実施主体を確定することとしている。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。